

○静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令の制定について

(昭和 51 年 6 月 3 日甲通達監第 19 号)

この度、みだしの訓令を制定したが、運用上留意すべき事項は、次のとおりであるから通達する。

なお、昭和 38 年甲通達監第 33 号「静岡県警察事務決裁規程の制定について」は廃止する。

記

1 第 1 条関係

本条は、いわゆる総則的規定であって、この訓令の趣旨を述べたものである。

本条にいう「本部長の処理する事務」とは、本部長の固有の権限に属する事務と「静岡県公安委員会事務専決規則」（昭和 62 年静岡県公安委員会規則第 8 号）第 2 条の規定により、本部長が専決することができることとされた公安委員会の権限に属する事務とを含んでいる。

この訓令にいう「専決」とは、法令、規則等その与えられた根拠のいかんを問わず、公安委員会、本部長又は署長の権限とされた事務のうち、あらかじめ定められた範囲内の事務について、決裁権を与えられた者が常時本来の決裁者（公安委員会、本部長又は署長）に代わって、本来の決裁者の名と責任において最終的に意思の決定をすることをいい、これは、いわゆる事務の内部委任であって、対外的には、その責任はすべて本来の決裁者に帰属するものである。

2 第 2 条関係

(1) 第 1 項に本来理論上からは規定する必要のない本部長の決裁事項を規定したのは、本部長の決裁を受けるべき重要性を持った事務は、必ず上ってくることを担保しようとしたものである。

(2) 第 2 項は、別表 1 にこれらと同等の事項を全部もれなく列記することは不可能であり、また将来これらと同等と認められる事項が生じた場合を想定して、別表 1 に明記していない事項であっても、別表 1 の内容と比較してみて、本部長の決裁を受け、又は部課長が専決することができるようにしたものである。

なお、同項中「（公安委員会の権限に属する事務を除く。）」としたのは、公安委員会からは厳格に一定事項に限ってのみ専決を委任されており、その他の事項については専決を委任されていないためである。

3 第 3 条関係

本条は、署長の専決事務の範囲を規定したものである。

4 第 4 条関係

本条は、部課長及び署長の専決事務の限界を規定したものである。すなわち、一般的、原則的には専決することができるが、現実の案件として処理する場合に、

それが重要又は異例と認められるものである場合は、それぞれ上司の決裁を受けなければならないものである。

この訓令にいう「異例」とは、例えば

- 許、認可等の関係事務で、法令又は公安委員会の定めた基準に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- 許、認可その他の処分で取扱上疑義のあるもの
- 新聞その他報道機関に取り上げられたもの又は世論の対象となり、若しくはなるおそれのある案件について許、認可又は行政処分をしようとする場合
- 許、認可若しくは処分について、又は許、認可等の申請にかかる施設の所有権若しくは使用权について、訴訟又は行政救済の手段に訴えられることか予見され、又はそのおそれのある場合

等がこれにあたる。

5 第5条関係

本条は、部課長又は署長が、その権限に属する事務のうち軽易な事務については所属の職員に専決させることのできる根拠を規定したものである。